

# いじめ発生時における対応の手順

## 早期発見



## 迅速な対応

情報の共有(学年部)

生徒指導主任・管理職への報告

<被害児童> ○事実関係の把握、確認 ○安全確保 ○心のケア	<加害児童> ○事実関係の把握、確認 ○いじめ行為の制止	<被害・加害児童保護者> ○事実関係の報告 ○教育相談の実施
---	------------------------------------	--------------------------------------

## いじめ防止等対策委員会

教育委員

- 事実関係の確認
- 対応、指導方針の確認
- 役割分担の確認
- 関係機関との連携
- 情報の整理・記録・共有

関係機関

### 校内

- <被害児童>  
○家庭訪問等により、その日のうちに保護者に事実関係を伝える。  
○徹底して守り通す。  
○心のケアを行う。
- <加害児童>  
○十分に話を聞き、児童の背景にも目を向ける。  
○いじめは、許されない行為であることを理解させる。
- <周りの児童>  
○毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。  
○傍観する行為もいじめであり、被害者を深く傷つけていることを認識させる。

### 保護者

- <被害・加害児童の保護者>  
○いじめ発生に対する謝罪及び事実関係を説明する。  
○保護者の要望等を聞き、今後の対応方針を確認する。  
○話し合いの場を設定し、教職員が必ず同席する。
- <周りの児童の保護者>  
○必要に応じて、学級懇談会等で事実経過について説明する。

『継続的な支援・指導』『再発防止』